

阿仁川漁業協同組合内共第19号20号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、阿仁川漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、うぐい、やつめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限に関する必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り、がら掛け又は、投網による遊漁の場合には口頭で、その場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 漁協は、第一項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣り、がら掛け又は、投網による遊漁の場合には第15条の規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは、他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第15条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流（リリース）しなければならない。

ア魚種	イ区域	ウ期間
いわな・やまめ	打当川上流前山地区前山橋から中ノ又橋までの間	4月1日から9月20日まで

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模	
投網	網の目合	1.5 cm以上
刺し網	網の目合 網の全長	1.5 cm以上 10m以内

2 阿仁川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から7日間は、手釣又は竿釣りによってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。又、網類、がら掛けの解禁の操業は8月1日からとする。

3 阿仁川漁協管内においては、アユ釣りのルアー釣りを禁止とする。

(遊魚期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から10月15日までの期間内で組合が定めて公表する期間
いわな	4月1日から9月20日まで
やまめ	
うぐい	1月1日から12月31日
やつめ	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間

あゆ、やつめについて萩形ダム上流は除く。

2 前項の公表は、組合事務所、遊漁券販売所、組合ホームページに掲載するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
北秋田市米内沢根小屋頭首工の上流 200mから下流 100mまでの間	1月1日から12月31日 (全魚種)

北秋田市根小屋頭首工の上流 200mと下流 600mの間	1月1日から12月31日 (さくらます)
北秋田市本城頭首工上流と下流 100mの間	1月1日から12月31日
北秋田市阿仁比立内堰堤から下流 100mまで	
小阿仁川小田瀬河床ブロックから上流 100mまでの間	
北秋田市高長橋下流から 300mまで	9月20日から9月30日 (全魚種)
北秋田市新田目橋上流 300mから 600mまでの間	5月1日から9月30日 (やつめ)
北秋田市米内沢本城頭首工堰堤上流 200mから下流 100mまでの間	1月1日から12月31日 (全魚種)
北秋田市阿仁比立内川堰堤から下流 100mまで	
小阿仁川小田瀬河床ブロックから上流 100m	
北秋田市阿仁中ノ又起点から下流打当合流点まで	
北秋田市阿仁ヒヤコ沢起点から下流中ノ又沢合流点 まで	
北秋田市立又沢起点から下流打当川合流点まで	
北秋田市阿仁小五郎沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市阿仁外ノ倉沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市阿仁高ヒバ沢起点から下流立又合流まで	
北秋田市阿仁木滝沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市水尻沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市阿仁大冷水沢起点から下流立又沢合流点まで	
北秋田市森吉ノロ川地区立川合流点から上流桃洞沢起 点並びに赤水沢起点まで	
堀内沢第1堰堤の上流及び下流各々50mの間	
杉沢発電所取水口の上流及び下流各々50mの間	
森吉山ダム内の禁漁区域指定場所	

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕して
は
ならない。

魚種	全長
いわな	15 c m

やまめ	15 cm
やつめ	30 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小中学生及び肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料、高校生のときは半額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは500円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣又は投網、刺網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	とも釣り	1日 1,500円	1年 8,000円
	がら掛け		1年 8,000円
	投網・刺網		1年 8,000円
いわな、やまめ	手釣・竿釣	1日 1,500円	1年 6,000円
うぐい	手釣・竿釣		1年 2,000円
	投網		1年 5,000円
やつめ	やす突き		1年 4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

【納付場所】

北秋田市米内沢字柳原九番地の三	阿仁川漁業協同組合
北秋田市小又字下川端二百一番地	菊地おとり店
北秋田市米内沢字柳原三十九番地の一	阿仁川アユセンター
北秋田市小又字小又一番地	太田松寿
北秋田市阿仁打当字仙北渡道上六十七番地	マタギの里観光開発株式会社
北秋田市阿仁比立内字前田表四十六番地の一	松橋旅館
北秋田市阿仁比立内字前田表四十一番地の二	木村精肉店
北秋田市阿仁銀山字下新町九十九番地	近藤一雄
北秋田郡上小阿仁村沖田面字萩形二番地一の内	萩形キャンプ場管理等（積雪期閉鎖）
北秋田市阿仁前田字大道上三番地一	前田商業会売店（四季美館）
能代市二ツ井町小繁字泉五十一番地	株式会社 道の駅 ふたつい

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、つぎに掲げる事項を記載した遊漁承認証

(オンラインシステムにより発行されるものを含む。) を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第11条 この漁場区域及びア表に掲げるすべての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第9条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第18～25号 但し13号、22号除く

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料（1年）
溪流魚（いわな・やまめ）	手釣り・竿釣り	15,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、つぎの場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

- (1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会事務所（秋田市山王3丁目8番地15号）
- (2) 阿仁川漁業協同組合（北秋田市米内沢字柳原9番地）

3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律だい267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

(漁場監視員)

第14条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（漁協の実情に応じて記載すること）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第15条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

